

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期

(1) 幼稚園 認定こども園 <<1号認定>>

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	165	164	157	156	148
②確保提供総数	540	540	540	540	540
特定教育・保育施設	390	390	390	390	390
確認を受けない幼稚園	150	150	150	150	150
差異(②-①)	375	376	383	384	392

【確保の方策】

<現状>

○1号認定（教育認定）の利用施設としては、幼保連携型認定こども園3園、幼稚園型認定こども園3園、新制度に移行した幼稚園2園、確認を受けない幼稚園1園があります。（認可保育所1園が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行し、1号認定の受入を予定しています。）

○1号認定の確保提供数は、充足しています。

<令和2年度～6年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行予定の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 1号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

(2) 保育所 認定こども園 << 2号認定 >>

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,277	1,272	1,219	1,208	1,146
②確保提供総数	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
特定教育・保育施設	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
差異 (②-①)	4	9	62	73	135

【確保の方策】

<現状>

- 2号認定（保育認定）の利用施設として、認可保育所13園、幼保連携型認定こども園3園、幼稚園型認定こども園3園があります。（認可保育所1園が、令和2年度に幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。）
- 2号認定の受入れについては、認可保育所等の入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施しています。
- 2号認定の確保提供数は、充足しています。

<令和2年度～6年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行予定の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 認可保育所・認定こども園に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援を行います。
- 保育士確保のため国庫補助金等を活用した特定教育・保育施設への支援を行います。
- 2号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

(3) 保育所 認定こども園 «3号認定»

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,016	963	939	910	884
3号認定(0歳)	309	301	293	283	275
3号認定(1,2歳)	707	662	646	627	609
②確保提供総数	952	952	952	952	952
特定教育・保育施設(0歳)	233	233	233	233	233
特定教育・保育施設(1,2歳)	663	663	663	663	663
小規模保育事業	41	41	41	41	41
企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
差異(②-①)	△64	△11	13	42	68

【確保の方策】

<現状>

- 3号認定(保育認定)の利用施設として、認可保育所15園、幼保連携型認定こども園3園、幼稚園型認定こども園1園、小規模保育事業2園、企業主導型保育施設1園があります。(認可保育所1園が、令和2年度に幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。)
- 3号認定の受入れについては、認可保育所等の入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施しています。

<令和2年度～6年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行予定の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可に向けた支援を行います。
- 認可保育所・認定こども園に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援していきます。
- 入所希望の状況を勘案しながら、育児休業後の入所がスムーズに行えるよう、受入れ時期を含め予約制の導入に向けた検討を行います。
- 乳児園卒園後の幼稚園、認定こども園、認可保育所等への移行がスムーズに行えるよう整備を図ります。

- 3号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 保育士確保のため国庫補助金等を活用した特定教育・保育施設への支援を行います。

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【確保の方策】

<現状>

○利用者支援員をこども課、健康課（母子保健コーディネーター）、社会福祉法人の計3箇所に配置し、子育て支援に関する情報提供、適切なアドバイス等を行うことができます。また、利用者支援員と子育て支援センター職員との情報交換の場を設け、関係機関との連携体制を整え、保護者に寄り添った支援を行うことができます。

<令和2年度～6年度>

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援員をこども課に継続して配置するよう予算措置を行います。
- 利用者支援員（こども課）に対し、保護者への適正なアドバイスが行えるよう定期的に研修を実施します。
- 利用者支援員（こども課、健康課）と地域子育て支援センターがおやこ広場等を通して連携を図り、保護者の支援が切れ目なく行えるようにします。
- 関係機関と情報交換等を行い、迅速な保護者支援を行うように努めていきます。

(2) 時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	995	991	949	941	893
②確保提供総数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
差異(②-①)	205	209	251	259	307

【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所、認定こども園等市内24園全園で11時間を超えて延長保育を実施しています。
- 延長時間は保育標準時間11時間保育を超えて、7園で30分間、2園で40分間、15園で1時間の延長保育を実施しています。

<令和2年度～6年度>

- 開所時間の範囲内において、利用者のニーズに対応した体制の整備に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,560	1,461	1,418	1,320	1,276
低学年	1,026	940	909	835	832
高学年	534	521	509	485	444
②確保提供総数	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610
差異 (②-①)	50	149	192	290	334

【確保の方策】

<現状>

- 現在 16 学区に 36 のクラブが設置されています。
- 市内の放課後児童クラブは、主に N P O 法人、放課後児童クラブ運営委員会、社会福祉協議会などが設置・運営しています。

<令和2年度～6年度>

- 米沢市立学校適正規模適正配置等基本計画により小学校の統合が予定されているところであり、放課後児童クラブについては、設置・運営者、利用者、地区関係者の意向を確認しながら対応していきます。
- 市全体の量の見込みは減少傾向ですが、学区によっては需要が高く待機児童が発生する可能性があることや、施設の老朽化などの課題があることから、クラブの設置・運営者と協議しながら施設整備の支援を検討します。
- 放課後児童クラブ職員の保育の質や専門性の向上を図るための研修を実施します。
- 「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携での実施の推進を目指しています。本市では建築基準法等の関係法令との整合性を考慮しながら、同プランの推進を検討します。

【新・放課後子ども総合プラン推進に係る方策】

放課後子供教室の計画的整備等

放課後子供教室の実施を希望する学校区を調査、把握し、希望を踏まえた計画的な整備を推進します。放課後児童クラブと一体的な、又は連携による事業展開を希望する場合には関係者の連携支援を図り、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターがプログラム等について実施前に話し合うことを推奨します。一体型放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備件数について、今後検討していくこととします。

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用推進

建築基準法等の関係法令との整合性を考慮しながら、教育委員会と福祉部局の推進課による協議を行い、小学校の余裕教室等の活用を検討します。

新・放課後子ども総合プランに係る検討体制の確保

米沢市子ども・子育て会議に、新・放課後子ども総合プランに係る運営委員会の機能を付するとともに、教育委員会と福祉部局の推進課を事務局とし、総合的な放課後対策について協議を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライト事業））です。

① ショートステイ事業

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	4	4	4	4	4
②確保提供総数	730	730	730	730	730
差異（②－①）	726	726	726	726	726

② トワイライト事業

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	0	0	0	0	0
②確保提供総数	730	730	730	730	730
差異（②－①）	730	730	730	730	730

【確保の方策】

<現状>

- 児童養護施設興望館1箇所で開催しています。
- 施設の確保ができていることによって、緊急時の対応が可能となっています。

<令和2年度～6年度>

- 支援を必要とする人が、適切な支援を受けることができるよう、事業のPRに努めます。
- ひとり親等、支援を必要とする世帯に対し事業の利用促進を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	465	453	440	425	414
②確保提供総数	465	453	440	425	414
差異(②-①)	0	0	0	0	0
訪 問 率	100%	100%	100%	100%	100%

【確保の方策】

<現状>

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き助言等を行っています。
- 子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握に努め、継続した支援が必要なケースの発見に努めています。
- 地区の子育てに関わる組織との連携を行っています。

<令和2年度～6年度>

- 乳児家庭の孤立を防ぐため今後とも訪問率100%となるよう努めていきます。
- 支援が必要となる家庭に対して適切なサービスの提供、助言が行えるよう更なる事業の充実に努めます。
- 継続した支援を必要とする家庭に対して、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めます。

(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(要保護児童等の支援に資する事業)

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計総数 (量の見込み)	160	160	160	160	160

【確保の方策】

<現状>

- 養育の支援が必要な家庭に保健師、養育支援訪問員が訪問し子どもの保護者等に支援を行っています。
- 保健師と家庭児童相談員が情報を共有しながら、訪問するなど継続的な支援を行っています。
- 児童虐待の防止や要保護児童への支援のため、要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、ケース検討会を開催し、支援ケースの検討を行っています。

<令和2年度～6年度>

- 乳児家庭全戸訪問等において養育支援を必要とする家庭等が認められる場合は、養育が適切に行われるよう、早期に居宅訪問を行い相談や指導助言等の体制の充実に努めます。
- ケース毎に関係機関との連携を図りながら、情報共有・対応の検討、継続した状況の確認を現在同様実施していきます。
- 見守り体制の強化や迅速な対応が行われるよう、今後とも関係機関との連携の強化を図っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	12,801	12,453	12,028	11,797	11,319
②確保提供総数	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
差異(②-①)	399	747	1,172	1,403	1,881
設置数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【確保の方策】

<現状>

- 民間立保育所の併設で5箇所を実施しています。
- 開設時は保育士等が配置されており、気軽に相談できる体制が整えられています。
- 電話での相談体制も整っており、保護者の身近な育児支援者となっています。

<令和2年度～6年度>

- 気軽に相談できる窓口として、関係機関との連携を図りながら保護者等の育児負担の軽減に努めるとともに、切れ目のない子育て支援を行っていきます。
- 同年齢の子どもを持つ親（祖父母）との交流の場の提供を行っていきます。

(8) 一時預かり事業（幼稚園型・その他の一時預かり）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園（在園児対象）、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	15,912	15,850	15,187	15,055	14,280
1号認定	716	713	684	678	643
新2号認定	15,196	15,137	14,503	14,377	13,637
②確保提供総数	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
差異（②－①）	1,088	1,150	1,813	1,945	2,720

② その他の一時預かり（認可保育所）

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	853	830	801	786	754
②確保提供総数	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
差異（②－①）	587	610	639	654	686

【確保の方策】

<現状>

- 認定こども園6園、新制度に移行した幼稚園2園で、1号認定の在園児等を対象に一時預かりや長期休暇時の預かりを行っています。（認可保育所1園が、令和2年度に幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。）
- 不規則な就労や緊急時の預かりの居場所として認可保育所3園で一時預かり事業を実施しています。

<令和2年度～6年度>

- 保育を必要とする2号認定の受入れを実施している幼稚園に対し、預かり保育事業の補助を実施していきます。
- 多様な保護者のニーズに対応できるよう努めます。

(9) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する「病児対応型」、看護師を配置した保育所等において在園児対象で実施している「体調不良児対応型」及び「ファミリー・サポート・センター病児対応」の事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	3,840	3,735	3,608	3,538	3,395
②確保提供総数	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
差異(②-①)	1,560	1,665	1,792	1,862	2,005

【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所2園に病児保育室を併設し「病児対応型」を実施しています。
- 認可保育所10園と認定こども園1園で、看護師(准看護師含む)を配置し、在園児を対象に「体調不良児対応型」を実施しています。
- ファミリー・サポート・センターにおいて病児対応のための研修を受けた協力会員による病児対応を実施しています。

<令和2年度~6年度>

- 病児保育を必要とする世帯に対し、事業の周知に努めていきます。
- 病児保育担当職員の質の向上が図られるよう支援します。
- 指導医と連携強化を図りながら、病児保育事業の円滑な運営を支援していきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（協力会員）とその両方を希望する者（両方会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	838	803	778	744	711
②確保提供総数	900	900	900	900	900
差異(②-①)	62	97	122	156	189

【確保の方策】

<現状>

- 市の委託を受け社会福祉法人が運営しています。
- 保護者の多様なニーズに対応し、支援を行っています。
- 会員間の親睦が図れるよう、様々な講座を実施しています。
- 支援を行う会員への研修を実施し、質の向上に努めています。

<令和2年度～6年度>

- 事業の周知を行うとともに、今後とも協力会員の増加に努めます。
- 様々な保育ニーズに応じた対応が可能となるよう、サービス内容の拡充に努めます。
- 保護者との十分な信頼関係が築けるよう、利用調整体制の充実を図ります。

(11) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計総数 (量の見込み)	9,513	9,240	8,925	8,694	8,358

【確保の方策】

<現状>

○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査票を交付し、以下の項目について公費助成を行っています。

公費負担限度上限額

- ・妊婦一般健康診査（初回） 10,000円
- ・妊婦一般健康診査（2回目～14回目） 5,000円
- ・HTLV-1抗体検査 2,290円
- ・子宮頸がん検診 3,400円
- ・性器クラミジア抗原検査 2,100円
- ・超音波健康診査（初回） 5,300円
- ・超音波健康診査（2回目～4回目） 4,770円

○山形県医師会との委託契約により実施しています。

○妊婦健康診査の徹底を図り、妊婦の健康管理に努めます。

<令和2年度～6年度>

○低体重児出産の減少を図るため、妊娠届出時は保健師や助産師が対応し、妊娠期に必要な栄養や休息、たばこの有害性などをパンフレット等を用いて啓発します。

○定期的な妊婦健診を公費助成することで、経済的支援を継続します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

単位：世帯数

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計総数 (量の見込み)	35	35	35	35	35

【確保の方策】

<現状>

- 生活保護世帯への経済的支援が講じられています。
- 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園を利用している市民税非課税世帯及び第3子以降の子どもの副食費の無償化が行われています。

<令和2年度～6年度>

- 生活保護世帯の保護者の申請により、実費として特定教育・保育施設等に対して支払った費用の内教材費や行事費等についてその費用の一部を助成します。
- 認定区分に応じて対応が異なる給食費（副食材料費）と、それ以外の教材費・行事費等に分けて費用の一部を助成します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(認定こども園特別支援教育・保育経費)

【事業概要】

多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業です。

単位：件

	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計総数 (量の見込み)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

<現状>

○本事業については、要件を満たす施設（1園に1号認定として2人以上の障がい児の利用）がなかったことから、第1期間の実提供数は0件でした。

<令和2年度～6年度>

○私立の認定こども園において、特別児童扶養手当等の対象者となる子どもを集団活動の中で教育・保育を行う上で、特別な支援を必要とする場合で、必要な職員等の加配を行った場合などその費用の一部を補助します。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等の向上に努めます。

基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します

(1) 家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

核家族化が進む現状において、子育て家庭の孤立化を招かないよう、地域のつながりを活かした交流や多様な体験など、地域ぐるみで子育てに取り組む環境づくりが求められています。また、母親の就労率が約8割と高い状況であることから、父親の子育て参加を促すための支援の充実を図る必要があります。

【今後の施策】

中央公民館や各地区コミュニティセンター等において、親や地域住民が家庭教育について学んだり、子どもが地域の文化や行事に親しんだりする機会を提供していきます。また、父親を対象とした講座や男女が共に行う子育ての奨励等を行っていきます。

地域における伝統行事や季節行事の開催の推奨（継続）

推進課	社会教育課
-----	-------

各地区コミュニティセンターや子ども会・子どもの健全育成を図るNPO法人などの団体で行う伝統行事や季節行事の開催を奨励します。

地域で培われた文化の子どもたちへの伝承の促進（継続）

推進課	社会教育課
-----	-------

地域住民が主体となって、地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染物などの伝承文化、生活体験や暮らしの知恵などを子どもたちに伝承するよう促進します。

地域コミュニティセンター等を中心とした子育てサポートの体制づくり（継続）

推進課	社会教育課
-----	-------

各地区コミュニティセンターや地区の団体等が行う子育てに関する事業を推奨するとともに、地域の子育て世代が相互に交流を図ることや子育て経験者との交流を図ることを促します。

親子のふれあいイベントの開催（継続）

推進課	社会教育課
-----	-------

子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して共に語り楽しめる行事やイベントを開催します。

ライフプランニング支援事業（継続）	
推進課	社会教育課
<p>家庭教育の講座を開催することで、家庭の教育力を高めるとともに、ライフプランについての意識を醸成し、人生の各段階について話し合い、相談ができる機会を提供します。</p>	

父親の子育て参加支援（継続）	
推進課	社会教育課
<p>家庭における父親の役割や家庭でのあり方等を考えるきっかけづくりをするため、父親が参加しやすい内容の講座等を開催するとともに、母親対象の講座等においても父親の子育て参加の意義について学ぶ機会を設けます。</p> <p>また、父親の子育て参加を促進するための啓発活動に努めます。</p>	

（２）母と子の健康促進（健やか親子２１）

【現状と課題】

妊産婦の心やからだに対する不安を取り除き、安心して出産や育児ができるように、夫や家族、地域の人々や母子保健に携わる関係者などが温かく見守ることが大切です。そのため、妊娠初期から保健師や助産師が関わり妊婦の支援を行っています。また、乳幼児の健診等を通じ、その家族への相談等の支援や、発達の遅れや障がいの疑いがある児童の早期発見に努めており、専門機関での療育や保育所などでの受け入れを実施しています。

親と子が共に健康で生活できるよう、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を進めることが必要です。

【今後の施策】

母子健康手帳の交付時や各種の乳幼児健診など、早くから母子と関わることにより、母子の健康促進に努めます。また、あらゆる機会を通して、必要とする子育て支援に関する情報の提供を行い、各月齢に合わせた育児支援を行なっていきます。

また、障がいをもつ児童の保育所等の入所を今後とも継続していきます。

妊産婦への支援（継続）	
推進課	健康課
<p>母子健康手帳交付時の母子保健コーディネーターとの面接を通じ、妊娠期から養育支援が必要な家庭を把握し、関係機関と連携を図りながら継続的に支援するとともに、産後ケア事業の実施について検討します。</p>	

乳幼児期の育児支援（継続）	
推進課	健康課
<p>○乳幼児の適切な時期に各種健診を実施し、発育と発達・疾病の早期発見・保健指導・栄養指導を行い母子の健康支援に努めます。</p> <p>○母子保健に関する適切な情報を様々な機会を通じ提供し、安心して育児に取り組めるように支援します。</p> <p>○乳幼児健診や教室、相談事業等で親が感じている子どもの「育てにくさ」を受け止め、子育てに寄り添う支援を行うとともに、必要時、専門機関や福祉サービス等に結び付けられるような関わりを行います。</p> <p>○子育て支援センターと協力しながら、保健師・栄養士等による育児情報の提供と相談を実施します。また、もくいくひろばにおいて育児や健康・食事に関する相談を行い、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>○乳幼児健診を受けない家庭等は、要保護児童対策地域協議会と連携を図り対応します。</p>	

障がい児の保育所等への入所支援（継続）	
推進課	こども課
<p>保育を必要とする家庭における障がいをもつ児童の保育所等の受け入れを継続実施し、障がいをもつ児童を受け入れた保育所等に対し、適切な集団保育における支援が行えるよう保育士の配置のための支援を実施していきます。</p>	

医療的ケア児に対する支援（新規）	
推進課	社会福祉課、こども課
<p>○児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用により、日常生活能力の向上や社会との交流を促進するとともに、家族の負担軽減を図ります。</p> <p>○地域自立支援協議会子ども支援部会を開催し、情報の共有や連携体制の構築を図り、課題解決に努めます。</p> <p>○県主催の「置賜地域医療的ケア児支援連絡会」に参加することにより、情報の共有と連携体制の構築を図ります。</p> <p>○医療的ケア児を支援する事業所に対し、県の施設整備事業や補助事業等について情報提供します。</p> <p>○保育を必要とする医療的ケア児に対して、保育所等の受入ができるよう体制の整備に努めます。</p>	

子育て世帯の医療費の軽減（拡充）	
推進課	こども課
現在中学生までを給付対象としている子育て支援医療証について、対象年齢の拡充について検討します。	

（3）多子世帯に対する支援

【現状と課題】

本市には、現在子どもが3人以上いる世帯が約1,100世帯ある一方、子どもは3人以上欲しいが経済的理由で1人か2人までしか育てられないという声も今回のアンケート調査で明らかになりました。このことから、安心して生み育てられる環境整備の一環として、多子世帯に対する経済的支援が必要です。

また、3つ子以上の出生の場合、養育者の子育てに対する負担は、精神的にも身体的にも相当大きいものと考えます。よって、「米沢市多胎児子育て支援事業」を継続して実施していく必要があります。

【今後の施策】

多子世帯に対し、保育所及び認定こども園などの施設給付対象施設を利用した場合の経済的負担を軽減する事業を推進していきます。また、多胎児のいる世帯に対し家事・育児のサポート事業を推進していきます。

多子世帯の保育料（副食費）の軽減（継続）	
推進課	こども課
<p>小学6年生から数えて、第3子以降が認可保育所や認定こども園などの施設給付対象施設に入所している場合、保育料（副食費）を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>その他、認可外保育所、幼稚園に入所している多子世帯についても、国・県の補助等を活用した支援を行います。</p>	

多胎児出産世帯に対する子育て支援の推進（継続）	
推進課	こども課
<p>3つ子以上の多胎のお子さんが生まれた家庭にホームヘルパーを派遣し、保護者の方の家事・育児の支援を行う事業として「米沢市多胎児子育て支援事業」を推進し、保護者の保育に対する負担の軽減を図ります。</p> <p>対象者 米沢市に住所があり、3つ子以上の多胎児を家庭で保育をしている世帯（保育所等に入所している家庭は除く）</p> <p>利用年齢 0歳～3歳の誕生月の末日</p>	

(4) 子育てしやすい施設の整備

【現状と課題】

豪雪地帯の本市において、冬期間でも子どもが遊ぶことができる屋内の遊び場への要望が多くあり、すこやかセンタープレイルーム内に就学前児童を対象とした、木のぬくもりを感じることができる「もくいくひろば」を開設しました。合わせて育児や健康に関する相談を行っています。また、ボランティアによる読み聞かせも定期的に開催されています。

しかしながら、近隣市町においては、大規模な屋内遊戯施設の開設や整備計画の公表等により、市民の本市への開設要望が急速に高まっています。今回のアンケート調査の自由記載による意見でも、屋内遊戯施設の整備について保護者からの要望が多くありました。

【今後の施策】

屋内遊戯施設の整備に向けた検討をします。

また、就学前児童を対象とした「もくいくひろば」の運営も継続していきます。

もくいくひろばにおける子育て支援（新規）	
推進課	こども課、健康課
就学前児童が、木とふれあい、木のぬくもりを感じながら成長できるよう木製の大型遊具や木製遊具を配置した「もくいくひろば」をすこやかセンター内に整備しました。また、育児や健康に関する相談を行い、子育て支援の充実を図ります。（再掲）	

屋内遊戯施設の整備（新規）	
推進課	こども課
天候に関係なく、子どもが思い切り体を動かすことができる屋内遊戯施設の整備を進めていきます。また、親子で交流できるスペースを設け、気軽に子育てに関する相談ができる体制を検討していきます。	

基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します

(1) 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

アンケート調査では、父母ともに子育てを行っている家庭が約半数を占めているものの、母親の約8割が就労しており、未就労者の就労意欲についても高いことから、今後とも子育てと仕事の両立支援の充実を図る必要があります。

【今後の施策】

企業の子育て世帯に対する理解を深めるための啓発活動を実施し、また、企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を支援します。また、育児休業明けに合わせた保育所への入所予約制度についても検討していきます。

職場環境づくりの啓発（継続）	
推進課	商工課
企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進について啓発するとともに、育児休業制度や子どもの看護休暇制度等の取得がしやすい職場環境づくりを支援していきます。	

再就職に向けての情報提供（継続）	
推進課	商工課
再就職支援に向けた職業訓練やカウンセリングの実施などについて、ハローワークと連携して、市民に適切な情報を提供します。	

再雇用制度の普及啓発（継続）	
推進課	商工課
出産や育児による離職者のための再雇用制度について、国や県と連携しながら事業所に対し啓発を行います。	

家庭内就労紹介窓口の充実（継続）	
推進課	商工課
相談員による子育て家庭に対する内職の相談や紹介などを実施し、在宅ワーク希望者への情報提供などを行います。	

育児休業明け入所予約制度導入の検討（継続）	
推進課	こども課
育児休業期間の終了による職場復帰に合わせた保育所等への入所を可能にする予約制度の導入について検討します。	